○北海道開発局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百二十九号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道古宇郡神恵内村大字珊内村字ノット九九番二地内	前	二六・〇〇～七三・九六メートル	キロメートル〇・〇六〇〇
	後	二六・〇〇～七三・九六メートル	キロメートル〇・〇六〇〇

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二の二　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
江別市上栄町二七番一五から同市角山七一九番一地先	前	二〇・二五～五一・五〇～一〇四・五二メートル七六・九二	キロメートル〇・二六七
	後	二〇・二五～五一・五〇～一〇四・五二メートル七六・九二	キロメートル〇・二六七

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二の二　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十五号及び二百二十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
江別市角山七一九番一から同市篠津四〇四番一一地先	前	一一・〇〇～一一五・〇〇～一〇〇・一五メートル七八・二七	キロメートル一一・一七一
	後	一一・〇〇～一一五・〇〇～一〇〇・一五メートル七八・二七	キロメートル一一・一七一

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

四の二　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百五十二号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇六〇林班二小班地内	前	二〇・九〇～六六・二〇メートル	キロメートル〇・二七七
	後	二〇・六八～六六・二〇メートル	キロメートル〇・二七七

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十日

北海道開発局長　高松　泰

一　供用開始の区間　図面縦覧場所

路線名　恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇六〇林班二小班地内

四百五十三号　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二　供用開始の期日　平成二十四年五月三十日

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５４１６号

神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢上町７番８号

債務者　株式会社クラフトクライム

代表者代表取締役　笹谷　真美

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　武田　香織

4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４７６号

東京都八王子市高尾町1517番地　マイキャッスル高尾506号

債務者　有限会社ＩＳＯ企画

代表者清算人　磯部　儀博

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菊地　滋

4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４９５号

東京都文京区大塚３丁目16番３号

債務者　電子ビジネス株式会社

代表者代表取締役　大野　言則

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　金山　伸宏

4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０号

東京都足立区宮城１丁目32番７号、商業登記簿上の本店所在地東京都北区堀船１丁目９番１号

債務者　有限会社あさが美術印刷

代表者代表取締役　浅賀　浩一

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　千葉　恵介

4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月３日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５１５号

東京都中野区新井２丁目１番16号

債務者　三栄測量株式会社

代表者代表取締役　今井　忠二

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　谷本　昇隆

4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５５１号

東京都文京区本郷６丁目８番16―304号

債務者　東京ジョイフル・タスク・プラザ株式会社

代表者代表取締役　齋藤益次郎

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内田　靖人

4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５５４号

栃木県那須塩原市塩原190番地

債務者　有限会社和泉屋旅館

代表者代表取締役　田代　芳寛

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　澤口　実

4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５６０号

東京都足立区宮城１丁目32番７号、商業登記簿上の本店所在地東京都北区堀船１丁目９番１号

債務者　有限会社あさが美術印刷

代表者代表取締役　浅賀　浩一

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　千葉　恵介

4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月３日午前10時

東京地方裁判所民事第20部